

自転車指導啓発重点路線(いちき串木野警察署) 令和8年6月



・本画像にはインクリメントP株式会社の地図を使用しています。 ・個人的使用その他法律によって明示的に認められる範囲を超えて、コンテンツを使用（複製・改変・転用・転載・電磁的加工・送信・頒布・二次的使用、その他これらに類する全て）をする行為を禁止します。

① 国道3号 須納瀬交差点 ~ 別府交差点

➤ 選定理由

- ・ 駅や商業施設があり、通勤、買い物等での自転車利用者が多い。同路線は、歩道通行可能な路線であるが、歩道を並進する自転車等が多い。
- ・ 周辺に学校が複数あり、通学での自転車利用者が多く、人通りも多い。

①の路線で、

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 並進 ➤ イヤホン使用

② 県道38号 新港大橋交差点 ~ 串木野駅前交差点

➤ 選定理由

- ・ 工業団地と駅を結ぶ路線であり、通勤等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車等も多い。
- ・ 自転車関連事故も発生しており、自転車利用者のマナーについての要望がある。

②の路線で、

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 並進 ➤ 歩道通行 ➤ 無灯火
- 側道からの一時不停止

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 車道（左側通行）を1列で通行しましょう！**
自転車は原則、車道（左側）通行です。横に広がらず1列になって通行しましょう。
- 2 歩道は、歩行者優先！**
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 3 ヘルメットをしっかりと着用しましょう！**
- 4 夜間は自分の身を守るためにもライトをつけましょう！**
自転車のライトはつきますか？ 反射器材は汚れていませんか？
自転車に乗る前に、しっかり点検をしましょう！



自転車に関する交通事故発生状況 (いちき串木野署管内・令和7年中)

重点路線	いちき串木野警察署管内		
		①	②
自転車関連事故	18	4	2

(件)

令和8年4月1日から、自転車に対する青切符制度が開始されています。
自転車の交通違反に対しては取締りを強化しており、違反があれば、指導警告や青切符による告知を行います。
また、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙をするなど厳正に対処します。

